

超過課税の概要

① 法人府民税（法人税割）・法人事業税

② 法人府民税（均等割）

大阪府では、府内企業の皆様のご理解とご協力をいただき、法人事業税については昭和50年から、法人府民税（法人税割）については昭和51年から、法人府民税（均等割）については平成13年から、それぞれ標準税率を超えて課税する超過課税を実施しています。これらの税収は、大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要に対応するとともに、がんばる中小企業を支えるためのセーフティネットや新たな産業の振興など、大阪の成長に向けた施策のための貴重な財源として活用させていただいています。

2025年に開催される大阪・関西万博後も、持続的な成長・発展や府民・市民の暮らしの更なる向上のため、引き続き取組を推進していく必要があります。

このリーフレットでは、貴重な財源である超過課税について、具体的な活用事例をご紹介します。多くの皆様にご覧いただき、府民の暮らしを支える府税の役割についてご理解いただければと思います。

① 法人府民税（法人税割）・法人事業税 超過課税

制度の概要

法人府民税（法人税割）

1. 対象	次のいずれかに該当する法人 ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ・ 保険業法に規定する相互会社 ・ 課税標準となる法人税額が年2,000万円を超える法人
2. 超過税率	1%
3. 期間	令和8年10月31日までの間に終了する事業年度分

法人事業税

1. 対象	次のいずれかに該当する法人 ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ・ 課税標準となる所得が年5,000万円を超える法人 ・ 課税標準となる収入金額が年4億円を超える法人
2. 超過税率	特別法人事業税導入前の標準税率（本則）の5%相当
3. 期間	令和8年10月31日までの間に終了する事業年度分

■ 税収額の推移（10年分）

（単位：億円）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
法人府民税(法人税割)	600	530	564	606	654	369	318	325	320	335	4,621
うち超過課税	109	116	126	133	144	108	148	153	151	158	1,346
法人事業税	2,934	3,390	3,559	3,649	3,884	3,574	4,077	4,449	4,597	4,593	38,706
うち超過課税	207	213	235	240	254	226	253	277	286	288	2,479

※R5は決算見込額、R6は当初予算額。

活用の考え方

道路網・鉄軌道などの都市基盤整備の推進や治水・防災対策の充実といった大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要に係る予算に活用しています。

活用計画額

項目	区分	R5年度	R6年度
都市基盤 ・ 都市再生	道路網・公共交通等の整備	約440億円	約446億円
	下水道の整備	約130億円	約130億円
	都市基盤・都市再生 小計	約570億円	約576億円
安心 ・ 安全	防災対策の充実	約146億円	約189億円
	治水対策の充実	約253億円	約244億円
	交通安全対策の充実	約85億円	約60億円
	安心・安全 小計	約484億円	約493億円
合計		約1,054億円	約1,069億円

これまでの主な活用事業

都市基盤・都市再生の取組み

道路網・公共交通等の整備

大阪・関西のさらなる成長・活力の実現に向け、大都市圏域の広域的な高速道路ネットワークのミッシングリンク（未整備区間）の解消、府県間道路などの幹線道路の充実・強化、「広域鉄道ネットワークの充実」や公共交通戦略路線の着実な推進による「都市鉄道ネットワークの充実」、連続立体交差事業の推進をはじめとする「公共交通の利便性向上」などに取り組みます。

- ・淀川左岸線（2期）・淀川左岸線延伸部
- ・なにわ筋線の整備・モノレール道整備事業
- ・連続立体交差事業



連続立体交差事業

安心・安全の取組み

治水対策の充実

治水に対する流域の治水安全度を高めるために、河道改修、地下河川や遊水池、下水道等のような治水施設の整備と併せて、雨水が一挙に下水道や河川に流出することを抑制する総合治水対策を実施しています。

- ・寝屋川流域総合対策事業



布施駅前流域調節池



北部地下河川

防災対策の充実

今後発生が想定される南海トラフ巨大地震など、大規模災害への対策として、大都市特有の密集市街地対策や住宅・建築物の耐震化などの対策や、大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するための防災情報連絡体制の整備など、府民の方々が安心して暮らし、活動できる対策を実施しています。

- ・密集市街地対策
- ・住宅・建築物の耐震化
- ・防災行政無線再整備事業
- ・消防用ヘリコプター運営費補助金



消防用ヘリコプター

② 法人府民税（均等割） 超過課税

制度の概要

法人府民税（均等割）

1. 対象	府内に事務所、事業所又は寮を有する法人
2. 超過税率	標準税率の2倍（資本金1億円超の法人） ※資本金1千万円超1億円以下の法人は1.5倍
3. 期間	令和7年3月31日までの間に開始する事業年度分

■ 税収額の推移（10年分）

（単位：億円）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
法人府民税(均等割)	155	160	162	163	164	161	169	172	171	169	1,646
うち超過課税	54	54	54	55	53	53	54	55	54	55	541

※R5は決算見込額、R6は当初予算額。

活用の考え方

がんばる中小企業を支えるためのセーフティネットや新たな産業の振興など、大阪経済の成長に向けた施策を実施するために活用しています。

活用計画額

項目	区分	R5年度	R6年度
大阪経済の成長に向けた施策	大阪産業を支える中小企業への支援等	約68億円	約73億円
	健康・医療・モビリティ分野に携わる企業支援等	約7億円	約11億円
	企業活動を支える環境対策等	約23億円	約22億円
合計		約98億円	約106億円

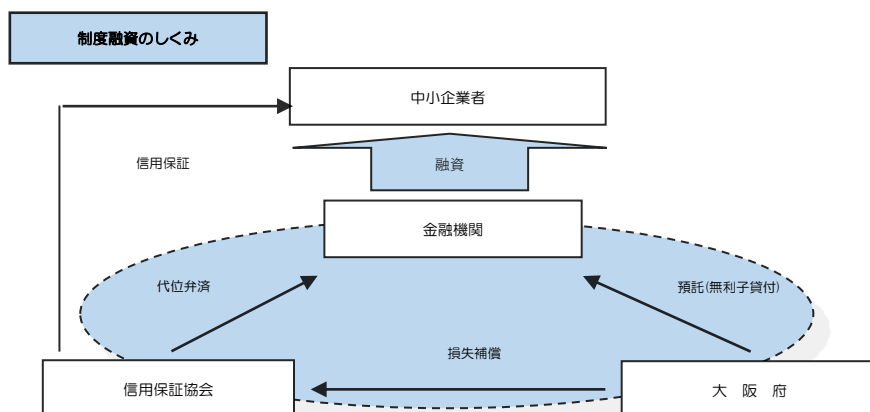
これまでの主な活用事業

大阪産業を支える中小企業への支援等

中小企業向け制度融資の損失補償

大阪府が、大阪信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）や金融機関等と連携して、中小企業者への資金面からの支援として、制度融資を実施しています。

大阪府が貸付原資の一部を金融機関に預託（無利子貸付）することによる金利の軽減や信用保証協会への損失補償を通じ、中小企業者に対する資金供給の円滑化を図っています。



大阪産業技術研究所運営費交付金

産業技術に関する試験、研究、相談その他の支援を行う地方独立行政法人大阪産業技術研究所に対し、地方独立行政法人法第42条の規定に基づき必要な経費を交付することにより、中小企業の振興等を図っています。

健康・医療・モビリティ分野に携わる企業支援等

国際的な最先端未来医療都市の実現

■ ライフサイエンス

大阪・関西には、再生医療を中心とするライフサイエンス分野におけるトップクラスの研究機関、企業、大学等が集積。こうした強みを活かし、ライフサイエンスを成長の柱として新たな価値を発信するとともに、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする大阪・関西万博を契機に、健康・医療分野で世界に貢献することをめざしています。



提供：一般財団法人未来医療推進機構



■ 次世代ヘルスケア

万博会場では、ヘルスケアデータをAI分析し、パーソナライズされた健康プログラムを提案することなどを検討。万博会場内外で実証したヘルスケアに関する先端技術・サービスの普及・活用により、世界のモデルとなる健康長寿社会の実現をめざしています。

世界をリードする次世代モビリティの実現

■ 空飛ぶクルマ

大阪・関西万博を、多様なプレイヤーによるイノベーションを誘発し、社会実装していく「未来社会の実験場」とするため、多様なチャレンジを会場内外で生み出す仕掛けづくりを進めています。

そのシンボルとして、万博会場の立地特性を最大限に活かした「空飛ぶクルマ」の運航など、次世代モビリティの分野で世界をリードすることをめざしています。



■ 自動運転

世界的に開発競争が激化する自動運転を、万博会場へのアクセスや会場内の移動で実現。安全・快適な未来のモビリティ社会の体験を通じ、その後の社会実装につなげていきます。



Osaka Metro(舞洲駐車場ルート)



Osaka Metro(万博会場内外周ルート)

企業活動を支える環境対策等

万博を契機とした脱炭素社会の実現

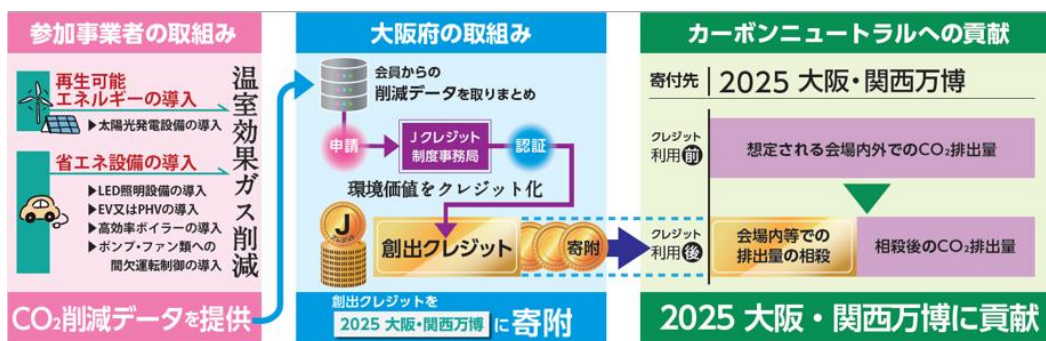
■ カーボンニュートラル ～最先端技術の開発・実用化～

2050年までに温室効果ガス（CO₂）排出量の実質ゼロの達成をめざし、「未来社会の実験場」をコンセプトとする万博会場において、蓄電池や水素、CO₂回収、次世代型太陽電池などの最先端技術に加え、ブルーカーボン生態系（藻場・干潟等）の再生・創出などカーボンニュートラルに資する技術を実証・活用することにより、その後の研究開発や実用化につなげていきます。



■ カーボンニュートラル ～事業者や府民の行動変容～

温室効果ガス（CO₂）排出量の実質ゼロを達成するには、事業者や府民の行動変容が鍵となるため、万博会場での「見える化」の取り組みなどを契機に、脱炭素経営、脱炭素行動の定着・浸透をめざしています。



お問い合わせ先

超過課税の制度について

大阪府財務部税務局税政課税務企画グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）18階

TEL 06-6210-9119

FAX 06-6210-9932

超過課税の使途について

大阪府財務部財政課財政企画グループ

〒540-0008 大阪府中央区大手前2丁目1-22本館3階

TEL 06-6944-9018

FAX 06-6944-6075



※府税の申告に関することは、管轄の府税事務所までお問い合わせください。

■法人府民税・法人事業税にかかる府税事務所の担当区域について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050030/zei/alacarte/syokan.html>

